

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞（二件）……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）……………

公告

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

告示

●東京都告示第百二十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和七年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和七年三月六日 午後一時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策

本部民間住宅部聴聞室

- 三 被聴聞者
- (一) 商号 株式会社スマイルコーポレーション
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 柴 薦文
 - (三) 主たる事務所の所在地 千代田区神田佐久間町二丁目十五番地
 - (四) 免許証番号 東京都知事(3)第九三三二七号
 - (五) 免許年月日 令和三年八月二十六日

●東京都告示第百二十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和七年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 令和七年三月六日 午後三時
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者
- (一) 商号 株式会社京屋
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 京極 文暁
 - (三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿七丁目四番七号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(4)第八七五六九号
 - (五) 免許年月日 令和四年五月十八日

●東京都告示第百二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区大久保三丁目地内）

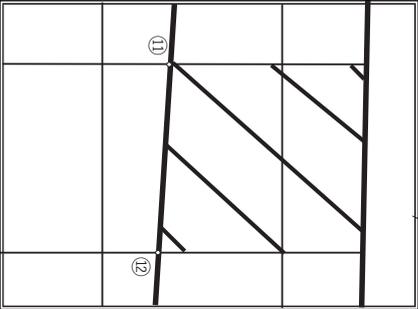
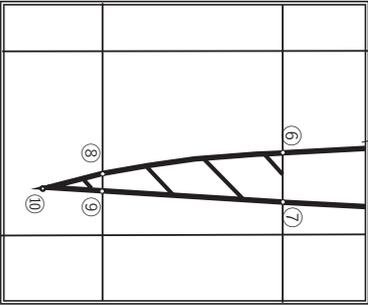
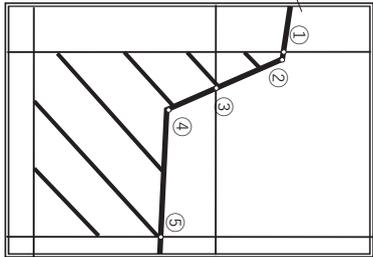
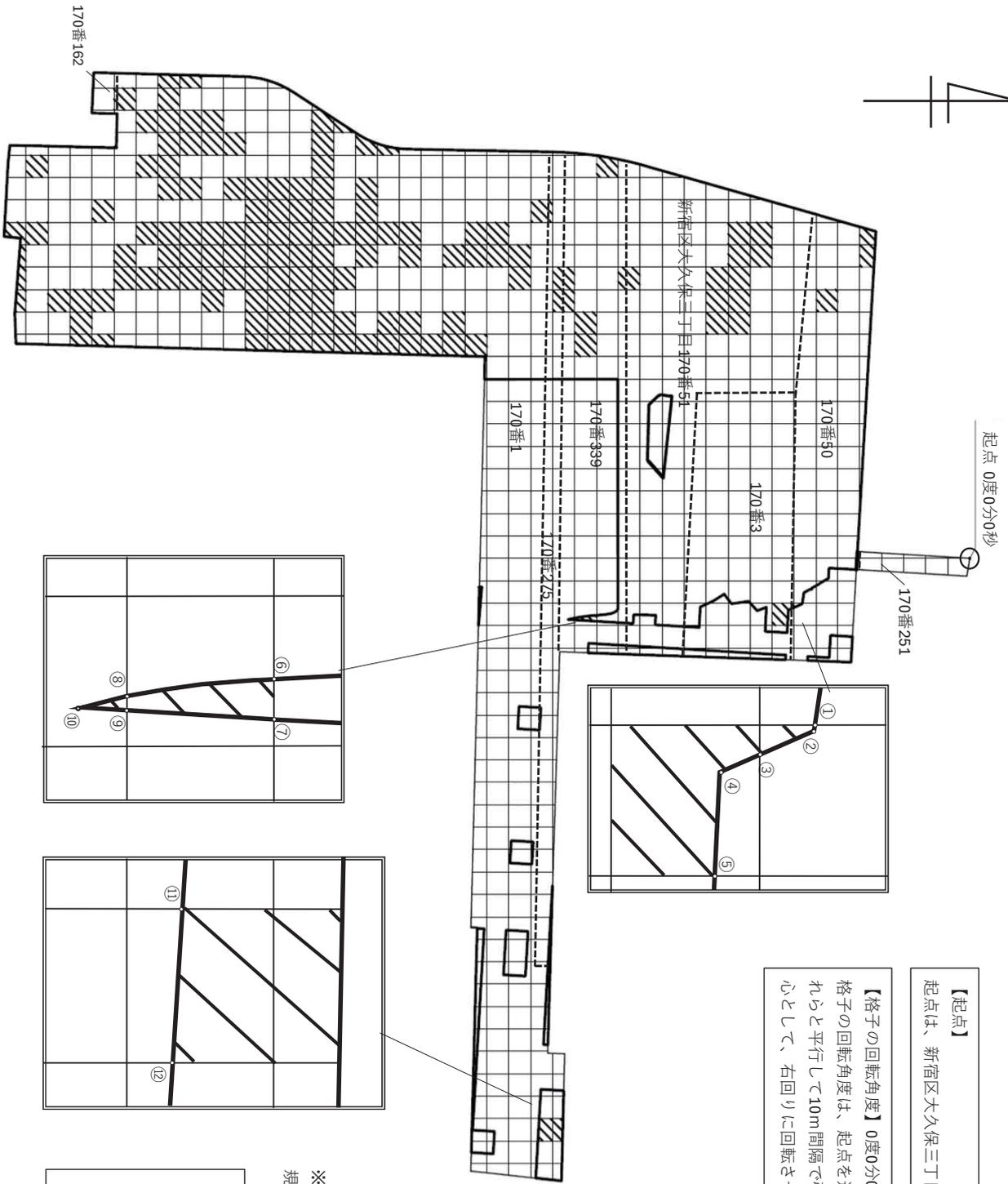
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【起点】
 起点は、新宿区大久保三丁目170番251の景北端とする。

【格子の回転角度】0度0分0秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



	X座標	Y座標
起点	-32314.852	-11544.591
①	-32391.173	-11524.591
②	-32391.216	-11524.313
③	-32394.854	-11522.672
④	-32397.494	-11521.480
⑤	-32397.902	-11514.591
⑥	-32484.854	-11519.054
⑦	-32484.854	-11516.483
⑧	-32494.854	-11517.956
⑨	-32494.854	-11517.072
⑩	-32497.834	-11517.248
⑪	-32511.034	-11294.591
⑫	-32511.624	-11284.591

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- 敷地
- 筆境界
- - - 単位区画境界線
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

公 告

里山保全地域の指定案及び保全計画案について

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。）第十七条第一項第三号に規定する里山保全地域の指定案及び条例第十八条第一項に規定する保全計画案を次のとおり策定したので、条例第十七条第四項及び条例第十八条第四項において準用する条例第十七条第四項並びに東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）第九条の規定により公告し、縦覧に供する。

令和七年二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保全地域の指定案

- (一) 種別 里山保全地域
 - (二) 名称 矢川おんだし里山保全地域
 - (三) 位置 国立市の南部の矢川地区及び泉地区の区域
 - (四) 区域 別表及び別図に示す区域
 - (五) 面積 一万四千四百七十四平方メートル
- 二 保全計画案の概要
- (一) 自然の概況及び特質

当区域は、武蔵野台地における青柳段丘のほぼ南端に位置し、樹林地や耕作地、湧水由来の河川等から構成され、里山環境が残っている。

区域内の雑木林等では、明るい林床を好むキツノカミソリ等の希少植物のほか、湧水由来の冷涼な流水環境等に依存するホトケドジョウ等の希少な水生生物

が生息・生育している。

区域の中央部には矢川が南北に流れ、崖線直下の湧水路とともに府中用水に合流しており、樹林や耕作地と一体となることで美しい景観を形成している。

なお、矢川と湧水由来の河川等、府中用水が合流するこの辺りは「矢川おんだし」と呼ばれ、古くから地域によって親しまれている憩いの場でもある。

(二) 自然の保護と回復のための方針

当区域の樹林地、それに連続した耕作地や湧水由来の河川等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。

また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全・回復するための取組を次のように実施していく。

ア 希少な動植物の生息・生育環境

樹林地、耕作地や湧水由来の河川等を一体的に保全し、キツノカミソリ、ナガエミクリ、ホトケドジョウ等の希少な動植物の生息・生育環境を保全・回復する。

イ 樹林環境

この地域一帯の緑の骨格をなす青柳崖線樹林地の保全に向け、シラカシ群落等を保全・回復する。

ウ 里山環境

水田等が広がる里山環境を農地として維持管理し、同環境を保全・回復する。

エ 流水環境

流水環境に依存する水草、トンボ類、ゲンジボタル、魚類等の希少な水生動植物の生息・生育環境を

保全・回復する。

オ 外来種対策

特定外来生物等をはじめとした侵略的外来種の積極的な駆除及び侵入防止に努める。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、条例第十八条の保全計画に基づき、第二十条にて実施する保全事業については、規制の対象としな

(四) 植生管理に関する事項

当区域における植生の現況を整理し、(二)の方針を踏まえ、目標植生及び植生の管理方針を次のように定めた。

当区域については、現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

ア シイ・カシ二次林

常緑広葉自然林の構成種であるシラカシ群落は、基本的に手は加えず、植物の遷移に委ねる。

林床のササ類や低木（アズマネザサ、シユロ、アオキ等）が繁茂しすぎた場合は、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈り・間伐を実施する。開放水域（矢川）にナガエミクリ等の水草が生育できる明るさの確保にも配慮する。

イ コナラ群落

二次林の構成種であるコナラの主木は萌芽更新を

実施する。

萌芽更新後の下刈りに当たっては、林床の低木層の単調化を避けるため、状況を見ながら段階的・部分的に進めていき、樹林構成の多層化を図る。

主に、ササ類や低木（アズマネザサ、シユロ、アオキ等）を対象とした下刈り・間伐を適宜行い、明るい樹林環境を維持することで、キツネノカミソリ等の希少種をはじめとした明るい林床を好む植物の保全を図る。ただし、林縁部の植生は、林床を湿潤に保つため、キツネノカミソリ等の希少種に影響がない程度に残す。

ウ ケヤキ群落

落葉広葉自然林構成種であるケヤキを守るため、主木には基本的に手を加えず、必要に応じ余分に伸びた枝等を除去する程度の管理にとどめる。

林床のササ類や低木（アズマネザサ、シユロ、アオキ等）が繁茂しすぎた場合は、生息・生育する動物の状況に合わせて、順応的な下刈り・間伐を実施する。

また、林床の低木層の単調化を避けるため、状況を見ながら段階的・部分的に進めていき、樹林構成の多層化を図る。

エ 畑地

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続する。

オ 水田雑草群落

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続する。

将来的に耕作しなくなった場合にも、既往の水田耕作と同様のスケジュールで耕耘・水入れを行うなど、攪乱依存型の水生生物の生息・生育環境の保全を図る。

カ 開放水域（水路等）

現在の多様で植生豊かな流水環境を維持し、流水環境に依存する水草（ナガエミクリ、セキシヨウモ）、トンボ類（ヤマサナエ、ミヤマアカネ）、ゲンジボタル、魚類（オイカワ、アブラハヤ、ホトケドジョウ）等の希少な水生動物の生息・生育環境を保全、回復する。

外来種の放流や上流からの流入などによる外来種の侵入予防に努めるとともに、当該地の下流域への拡散防止に努める。

(五) 施設に関する事項

地域内には、保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩場等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。

また、保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板や解説板等を、地域に生息・生育する動物を保護するために制札板や人の立ち入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

なお、設置に当たっては景観に配慮する。

(六) 保全地域の活用その他の運営に関する事項

(二)の方針を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

また、地権者等と協議の上、都民等と協働して次の

ように利活用を推進する。

ア 地域内においては、都民の自然との触れ合いや緑地保全活動、環境学習などの場として活用する。

イ 耕作地は、稲作を通じた農業体験などの場としての活用も検討する。

ウ ア及びイの実施に当たっては、都民ボランティア・企業・教育機関等の多様な主体と連携して取組を実施する。

エ その他、関係機関等と協議しながら必要に応じて取組を実施する。

三 里山保全地域の指定案及び保全計画案の縦覧

(一) 縦覧の期間 令和七年二月二十六日から同年三月十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 縦覧の時間 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

(三) 縦覧の場所

ア 東京都環境局自然環境部緑環境課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

イ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号

ウ 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番地一

四 意見書の提出

(一) 里山保全地域の指定案及び保全計画案について意見のある当該地域の住民及び利害関係人は、令和七年三月十一日までに、知事に意見書を提出することができる。

(二) 意見書には、意見の要旨並びに氏名及び住所を記載すること。

(三) 意見書の提出先

東京都環境局自然環境部緑環境課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎
十九階

別表

国立市矢川三丁目十六番七の一部、十六番八、十六番十一から十六番十九まで、十六番二十一、十六番二十三、二十三番四及び二十三番六

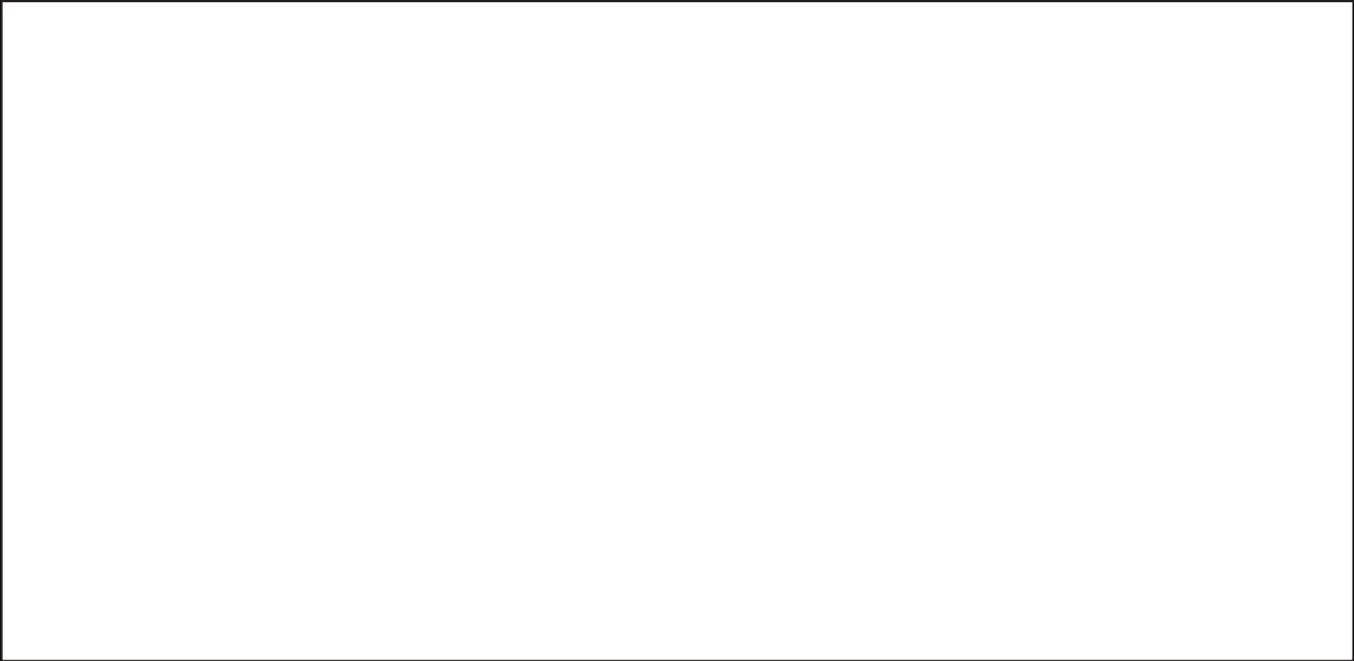
国立市泉五丁目一番三から一番十四まで、一番十七、一番十八、二番六から二番十五まで、三番一から三番十二まで、三番十三の一部、三番十四の一部及び三番十五

別 図

矢川おんだし里山保全地域 区域図



※この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（4都市基交第187号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号(代)

郵便番号
101-0051